

富士吉田市農業委員会 令和5年1月定例総会議事録

1、招集期日 令和5年1月30日（月）

2、招集場所 環境美化センター 3階会議室

3、出席委員（13名）

会長（10番） 加々美 和也 職務代理（3番） 佐藤 万吉

第1番 藤井 與三郎、第2番 小俣 俊子、第4番 小俣 創、第5番 小野 利壹、
第6番 渡邊 和英、第7番 渡邊 孝治、第8番 田邊 綾子、第9番 権正 常夫、
第11番 勝俣 道明、第12番 梶原 久、第13番 宮下 師貴

また、出席した農地利用最適推進委員は6名であり次のとおりである。

小俣 和善、真田 真喜雄、遠山 高雄、勝俣 敏日古、羽田 善行、舟久保 太郎

4、欠席委員

14番 滝口 信夫

5、議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画の決定について

6、職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 小林 厚 事務局次長 加々美 繁彰
会計年度任用職員 網倉 郷美

7、開議 午後2時

○会長（議長）

それでは、ただいまから、富士吉田市農業委員会1月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員13名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題とします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第5番 小野 利壹、第6番 渡邊 和英 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会
で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時2分休憩）

（午後2時5分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第三、議案第1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第4委員会の1件の議案朗読後、

受理番号4の17号につきましては、追認案件であり、現況、既に住宅敷地となっております。申請地の農地区分は、第3種であり、始末書も提出されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、補足説明がありましたら、お願いします。

○ 第4委員会委員長(権正 常夫 君)

第4委員会から報告いたします。1月26日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の17号の申請地は、市立第3保育園の東、約140mに位置します。第3種農地であり、違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第4条許可申請1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長(小林 厚 君)

第1委員会の1件の朗読後、

受理番号5の58号は、借受人は、自己住宅の建て替えに伴い、隣の申請地を父親から無償で借り受け、敷地拡張を図る計画です。第3種農地であり、その他特段の問題はなく、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員(藤井 與三郎 君)

第1委員会から報告いたします。1月26日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の58号の申請地は、新屋会館の東、約240mに位置します。第3種農地であり、特に不都合も認められませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 梶原委員

はい。受理番号5の58号は、譲渡人が、4条申請で現況の宅地に転用後、息子さんへ使用貸借する方がいいと思うが、いかがですか。

○ 事務局長

委員がおっしゃる通り、4条申請でも可能な案件ですが、県との協議により5条申請としました。

○ 事務局職員

申請者が現況のままでなく、建て替える住宅と一体利用計画とする申請でしたので、申請に基づき5条申請としております。案件自体は、4条申請も可能な案件ではあります。

○ 議長（会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○ 議長（会長）

これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第2委員会の2件の朗読後、

まず、受理番号5の59号につきましては、譲受人が申請地を買い受け、自己住宅を建築する計画です。第3種農地であり、周辺営農への影響などについても、特に問題はありませんので、許可相当と考えます。次に、受理番号5の60号につきましては、本案も譲受人が申請地を買い受け、自己の住宅を建築する計画ですが、こちらも第3種農地であり、隣地に農地がありますが、耕作者の承諾が付されており、許可相当と考えます。以上ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹 君）

第2委員会から報告いたします。1月26日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の59号は、弁天公園の東、約90mに位置します。第3種農地

であり、不都合な点もありませんので、許可相当と考えます。次に、受理番号5の60号は、高德公園の南東、約100mに位置します。第3種農地であり、問題点も認められませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の2件について採決いたします。第2委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚 君）

第3委員会の1件の朗読後、

受理番号5の61号につきましては、申請人が申請地を買い受け、自己の住宅敷地とする計画です。第3種農地であり、周辺の状況からも、許可相当と考えます。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員（田邊 綾子 君）

1月26日に、事務局と第3委員会において現地調査を行いました。

受理番号5の61号の申請地は、市営尾垂団地の南、約80mに位置します。第3種農地であり、隣地に耕作地はなく、懸念される点はありませんので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号の農地法第 5 条の許可申請 4 件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小林 厚）

議案 3 号、利用権設定についてご説明いたします。今回は、設定件数 28 件、うち、新規が 4 件、8 筆で合計面積 7,333 m²となっています。詳細につきましては、議案をご覧くださいと思いますが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件をいずれも満たし、承認すべきものと考えます。なお、番号 2 につきましては、借受人は、農地買受適格法人でないため、3 条により農地を取得することは制度上できませんが、解除条件付きの利用権設定であれば、制度上の問題ありません。以上、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、利用権の新規設定分のうち、認定農業者の案件でない 3 件について、第 1 委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 1 委員会推進委員（小俣 和善 君）

第 1 委員会から報告いたします。1 月 26 日に、地区委員と事務局で現地を確認しました。

番号 1 の農地は、県立北稜高校の北、約 100m に位置し、富士急行線沿いにあります。申請地は遊休農地であり、「耕作放棄地の解消」の観点からも許可相当と考えます。

次に、番号 2 の農地は、カインズホームの東、約 120m に位置します。事務局説明のとおり、借受人は、農業法人ではありませんが、解除条件付きの利用権設定でありますので、「新規参入の促進」の観点から、許可相当と考えます。

番号 5 の農地は、市立病院の東、約 80m に位置します。借受人については、申請地を効率的に耕作することが十分見込まれますので、許可相当と考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

私から質問ですが、解除条件付きの利用権設定について、説明をお願いします。

○ 事務局長

解除条件付きの利用権設定についてですが、まず、借受人が効率的に耕作していない場合、貸付人が契約を解除する条項があります。また、更に、貸付人が契約を解除すべきにも場合に解除権を行使しない場合は、農業委員会が契約を解除することが可能であります。農業法人以外の法人の場合は、解除権付きの契約でなければ権利の設定を受けることができません。

○ 議長（会長）

了解しました。それでは、これより、農用地利用集積計画の決定について採決いたします。議案第３号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、令和５年１月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

それでは、事務局から報告・連絡等がありますか。

○ 事務局

（事務局から連絡・報告）

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございます。これをもって、富士吉田市農業委員会１月定例総会を閉会いたします。

閉会 午後３時０７分